

上越市ガス水道局が実施する入札における一抜け方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上越市ガス水道局が実施する入札における一抜け方式の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「一抜け方式」とは、業者の受注機会の拡大を目的に、次条に規定する対象案件の入札について、第4条で定めた開札順で落札者（落札候補者を含む。以下同じ。）を決定し、開札順が上位の案件で落札者となった者の下位の案件における入札を辞退扱いとする入札方式をいう。

(対象案件)

第3条 一抜け方式は、次の各号のいずれにも該当する案件を対象とすることができる。

(1) 工種又は業務内容が同一であること。

(2) 同日に入札する案件であること。

2 一抜け方式は、一般競争入札及び指名競争入札ごとに行うこととする。

(開札順等)

第4条 一抜け方式の実施に当たっては、入札公告又は指名通知に一抜け方式で実施する案件であること及び開札順を明示する。

2 開札順は、設計金額の高い順とする。

3 落札者の決定は、開札順に行うこととする。

(留意事項)

第5条 一抜け方式の実施に当たっては、次の各号に留意するものとする。

(1) 辞退扱いとした案件については、辞退届の提出は不要とする。

(2) 一部の案件が中止の対象となった場合は、当該案件を除外し、当該案件より開札順が下位の案件の落札者を決定する。

(3) 一部の案件が再入札となった場合は、直ちに当該案件の再入札を実施し、落札者を決定後、当該案件より開札順が下位の案件の落札者を決定する。この場合、入札方法が電子入札のときは、再入札の実施に当たり、当該案件より開札順が下位の案件の入札参加者に対し、入札を保留する旨を通知する。

(4) 最低制限価格以上かつ予定価格以下の応札者が一抜け方式による辞退扱い者のみとなった案件については、本要領を適用しない。

(5) 一部の案件について落札者の決定を取り消し、又は契約を解除した場合であっても、

当該案件より開札順が下位の案件の落札決定に影響を与えないこととする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。